

告 示

埼玉県告示第千三百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により正能・戸崎地区土地区画整理事業共同施行者から加須都市計画事業正能・戸崎地区土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕